

議案第 87 号

松阪市道路占用料等徴収条例の一部改正について

松阪市道路占用料等徴収条例（平成 17 年松阪市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

松阪市道路占用料等徴収条例（平成 17 年松阪市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「法第 35 条に規定する事業（道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 19 条に規定するものを除く。）及び」を削る。

別表令第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「令第 7 条第 1 号」を「道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下この表において「令」という。）第 7 条第 1 号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占有面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 年	1,600
--------------------	----------------------------------	-------

別表令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設の項の次に次のように加える。

令第 7 条 第 8 号及 び第 13 号 に掲げる 施設	上空、ト ンネルの 上又は高 架の路面 下に設け るもの	階数が 1 のもの	占有面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 年	Aに 0.006 を乗 じて得た額
		階数が 2 のもの		Aに 0.009 を乗 じて得た額
		階数が 3 のもの		Aに 0.011 を乗 じて得た額
		階数が 4 以上のもの		Aに 0.013 を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに 0.018 を乗 じて得た額		

別表令第 7 条第 8 号に掲げる施設並びに同条第 9 号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第 7 条第 8 号」を「第 7 条第 9 号」に、「同条第 9 号」を「同条第 10 号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第 7 条第 12 号に掲げる器具		Aに 0.018 を乗 じて得た額
--------------------	--	----------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可を受け、又は第 35 条の規定により協議が成立したもののについては、なお従前の例による。